

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

鴨川市議会議長 佐々木 久之

鴨川市議会告示第1号

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鴨川市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第 5 条 条例第 11 条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益

を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。) の漏えい、滅失若しくは毀損 (以下この条において「漏えい等」という。) が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第 6 条 条例第 15 条第 4 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法 (他人に委託して行う場合を含む。)
- (2) 電子メールを送信する方法 (他人に委託して行う場合を含む。)
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信 (電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) 第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。) を送信する方法 (他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第 7 条 条例第 16 条第 2 項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 8 条 議長は、個人情報ファイル (条例第 17 条第 2 項各号に掲げるもの及び同条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第 4 項において同じ。) を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第 17 条第 2 項第 1 号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
 - 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
 - 6 条例第 17 条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第 2 条第 6 項第 1 号に係る個人情報ファイル又は同項第 2 号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第 2 条第 6 項第 1 号に係る個人情報ファイルについて、第 9 項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
 - 7 条例第 17 条第 2 項第 1 号カの議長が定める数は、1,000 人とする。
 - 8 条例第 17 条第 2 項第 1 号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第 17 条第 2 項第 1 号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第 17 条第 2 項第 1 号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - 9 条例第 17 条第 2 項第 3 号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第 2 条第 6 項第 2 号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第 17 条第 1 項の規定による公表に係る条例第 2 条第 6 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（保有個人情報開示請求書）
- 第 9 条 条例第 19 条第 1 項の書面は、保有個人情報開示請求書（別記第 1 号様式）とする。

（開示請求等における本人確認手続等）
- 第 10 条 条例第 19 条第 2 項、第 32 条第 2 項又は第 39 条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
- (1) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書（以下この条において「保有個人情報開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 保有個人情報開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(保有個人情報開示請求書に記載することができる事項)

第11条 保有個人情報開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法(文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として議長が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については条例第28条第1項の規定により議長が定める方法をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示(保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付の方法(以下単に「写しの送付の方法」という。)以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

(保有個人情報開示請求書等の補正)

第12条 条例第19条第3項、第32条第3項又は第39条第3項の規定により保有個人情報開示請求書等の補正を求めるときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第13条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 2 保有個人情報開示請求書に第11条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第24条第1項の議長が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- (1) 保有個人情報開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、保有個人情報開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
（保有個人情報開示決定通知書等）
- 第14条 条例第24条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報開示決定通知書（別記第3号様式）
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報部分開示決定通知書（別記第4号様式）
- 2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第5号様式）とする。
- （保有個人情報開示決定等期間延長通知書）
- 第15条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（別記第6号様式）とする。
- （保有個人情報開示決定等の期間の特例適用通知書）
- 第16条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等の期間の特例適用通知書（別記第7号様式）とする。
- （保有個人情報の開示請求に関する意見照会書等）
- 第17条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（別記第8号様式）により行うものとする。
- 2 条例第27条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（別記第9号様式）により行うものとする。
- 3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記第10号様式）とする。
- 4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 7 条例第27条第3項の書面は、保有個人情報の開示決定をした旨の通知書（別記第11号

様式) とする。

(開示の実施等)

第18条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

- ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、議会が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録を産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

2 条例第28条第1項の規定により閲覧の方法で保有個人情報の開示を受ける者は、その開示に際して、当該保有個人情報記録されている公文書を改ざんし、若しくは汚損し、又は破損してはならない。

3 議長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 条例第28条第1項の規定により写しの交付をするときの部数は、開示する保有個人情報が記録されている公文書1件につき1部とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第19条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 前項の書面は、保有個人情報の開示の実施の方法等に係る申出書(別記第12号様式)

とする。

3 第13条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、第11条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(物品の供与に要する費用の負担)

第20条 条例第30条第2項の規定により物品の供与により保有個人情報の開示を受ける者が負担する費用は、別表に定めるところによる。

(写しの送付の求め)

第21条 保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、次に掲げる方法により納入しなければならない。

(1) 郵便切手により納入する方法

(2) 市長が発行する納入通知書により納入する方法

(保有個人情報訂正請求書)

第22条 条例第32条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(別記第13号様式)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第23条 条例第34条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 保有個人情報訂正決定通知書(別記第14号様式)

(2) 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 保有個人情報部分訂正決定通知書(別記第15号様式)

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報訂正拒否決定通知書(別記第16号様式)とする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第24条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(別記第17号様式)とする。

(保有個人情報訂正決定等の期間の特例適用通知書)

第25条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等の期間の特例適用通知書(別記第18号様式)とする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第26条 条例第37条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書(別記第19号様式)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第27条 条例第39条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(別記第20号様式)とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第28条 条例第41条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたとき 保有個人情報利用停止決定通知書(別記第21号様式)

(2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 保有個人情報部分利用停止決定通知書(別記第22号様式)

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用停止拒否決定通知書（別記第23号様式）とする。

（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第29条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記第24号様式）とする。

（保有個人情報利用停止決定等の期間の特例適用通知書）

第30条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等の期間の特例適用通知書（別記第25号様式）とする。

（鴨川市行政不服審査会に諮問をした旨の通知）

第31条 条例第45条第2項の規定による通知は、鴨川市行政不服審査会諮問通知書（別記第26号様式）により行うものとする。

（その他）

第32条 この告示に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年鴨川市議会告示第 号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第20条関係）

公文書の種別	写しの作成方法	費用の額
1 文書又は図画（2の項から4の項までに該当するものを除く。）	複写機による複写（単色）	用紙1枚につき10円
	複写機による複写（カラー）	B4まで用紙1枚につき50円、A3は用紙1枚につき80円
2 マイクロフィルム	用紙への印刷	用紙1枚につき80円
3 写真フィルム	印画紙への印画	印画紙1枚につき30円
4 スライド	印画紙への印画	印画紙1枚につき100円
5 録音テープ	録音カセットテープへの複写	録音カセットテープ1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープへの複写	ビデオカセットテープ1巻につき580円
7 電磁的記録	用紙への出力（単色）	1枚につき10円
	用紙への出力（カラー）	B4まで用紙1枚につき50円、A3は用紙1枚につき80円
	フレキシブルディスクカートリッジへの複写	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき50円
	光ディスク（CD-R）への	CD-R1枚につき100円

	複写	
	光ディスク（DVD-R）への複写	DVD-R 1枚につき 120円

備考

- 1 文書又は図画（マイクロフィルム、写真フィルム及びスライドを除く。）を複写する用紙及び電磁的記録を出力する用紙は、A3判以下の用紙とし、これを超える規格の用紙を用いる場合の費用の額は、A3判の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定した額とする。
- 2 マイクロフィルムを印刷する場合の用紙は、日本産業規格A列4番の用紙とする。
- 3 複写又は印刷を用紙の両面に行う場合の費用の額は、当該用紙の片面を1枚として算定する。
- 4 印画紙は、縦89ミリメートル、横127ミリメートルのものとする。
- 5 録音カセットテープは、日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものとする。
- 6 ビデオカセットテープは、日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものとする。
- 7 フレキシブルディスクカートリッジは、日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものとする。
- 8 光ディスク（CD-R）は、日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクで、1回限り書込みが可能な記録容量700メガバイトのものとする。
- 9 光ディスク（DVD-R）は、日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクで、1回限り書込みが可能な記録容量片面一層4.7ギガバイトのものとする。

別 記

第 1 号様式 (第 9 条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛て)

鴨川市議会議長

請求者 住所又は居所

氏名

連絡先電話番号 ()

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容 (保有個人情報を特定するため具体的に記入してください。)

--

- 2 希望する開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

(1)又は(2)のいずれかを選択してください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記入してください。(□には✓印を付してください。)

<input type="checkbox"/> (1) 事務所における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () 〈実施の希望日〉 年 月 日
<input type="checkbox"/> (2) 写しの送付を希望する。

- 3 本人等の確認 (□には✓印を付してください。)

(1) 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 開示請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
※ 開示請求書を送付して請求する場合には、上記に加えて、住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してください。)
ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正通知書

年 月 日付けで提出のあった保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書について不備があるので、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第3項（第32条第3項・第39条第3項）の規定により、次のとおり補正を求めます。

1 補正を求める内容	
2 補正の期限	年 月 日

備考 補正を求める内容について記載した書面を、補正の期限までに議会事務局に提出してください。

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

様

鴨川市議会議長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容

--

- 2 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 3 開示の実施の方法等（別添の説明事項を確認してください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
ア 期間 年 月 日から 年 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。)
イ 時間
ウ 場所
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日
(4) 送付に要する費用（見込額） 円

(本件連絡先)

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

様

鴨川市議会議長



保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容

--

2 不開示とした部分の概要とその理由

(1) 不開示とした部分の概要
(2) 理由 鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第 号 に該当

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（別添の説明事項を確認してください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 ア 期間 年 月 日から 年 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。) イ 時間 ウ 場所
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日
(4) 送付に要する費用（見込額） 円

(本件連絡先)

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

(教示)

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
開示をしない理由	鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 条 に該当

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

（教示）

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 （ ） 内線

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報開示決定等の期間の特例適用通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期間の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

第8号様式（第17条関係）

（鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第1項適用）

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書 の名称又は保有個人情報の 内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	鴨川市議会事務局 (電話) () (内線)
意見書の提出期限	年 月 日

(本件連絡先)

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

第9号様式（第17条関係）

（鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第2項適用）

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	鴨川市議会事務局 (電話) () (内線)
意見書の提出期限	年 月 日

(本件連絡先)

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

第 10 号様式（第 17 条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛て)

鴨川市議会議長

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者職氏名）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
開示に関しての意見 (□には✓印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障（不利益）がある部分 2 支障（不利益）の具体的理由
連絡先電話番号	

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 27 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書 の名称又は保有個人情報の 内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

（教示）

第 12 号様式（第 19 条関係）

保有個人情報の開示の実施の方法等に係る申出書

年 月 日

(宛て)

鴨川市議会議長

申出者 住所又は居所

氏名

連絡先電話番号 ()

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 28 条第 3 項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の文書番号及び日付

(1) 文書番号

(2) 日付 年 月 日

2 希望する開示の実施の方法

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書 の名称又は保有個人情報の 内容		
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> (1) 閲覧	<input type="checkbox"/> ① 全部 <input type="checkbox"/> ② 一部 ()
	<input type="checkbox"/> (2) 複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ① 全部 <input type="checkbox"/> ② 一部 ()
	<input type="checkbox"/> (3) その他 ()	<input type="checkbox"/> ① 全部 <input type="checkbox"/> ② 一部 ()

備考 該当する項目の□に✓印を付してください。また、「(3)その他」及び「②一部」を選択した場合、() 内にその内容を記入してください。

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後 時 分

4 「写しの送付」の希望の有無 (□には✓印を付してください。)

有 → 同封する郵便切手等の額 円

無

第 13 号様式（第 22 条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛て)

鴨川市議会議長

請求者 住所又は居所

氏名

連絡先電話番号 ()

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	1 開示決定通知書の文書番号 2 日付 年 月 日 3 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容
訂正請求の趣旨及び理由	1 趣旨 2 理由

本人等の確認（□には✓印を付してください。）

1 訂正請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
2 訂正請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード □在留カード □特別永住者証明書 □その他 () ※ 訂正請求書を送付して請求する場合には、上記に加えて、住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してください。) (1) 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 34 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	1 訂正内容 2 訂正理由

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報部分訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 34 条第 1 項の規定により、下記のとおりその一部を訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	1 訂正内容 2 訂正理由
訂正しない部分の概要とその理由	1 訂正しない部分の概要 2 訂正しない理由

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

（教示）

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報訂正拒否決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 34 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
訂正しない理由	

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 （ ） 内線

（教示）

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 35 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 （ ） 内線

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報訂正決定等の期間の特例適用通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 36 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
条例第 36 条第 1 項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

様

鴨川市議会議長



保有個人情報訂正実施通知書

に提供している下記の保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 33 条の規定により訂正を実施したので、同条例第 37 条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名、住所等保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	1 訂正内容 2 訂正理由

(本件連絡先)

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

第 20 号様式（第 27 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛て)

鴨川市議会議長

請求者 住所又は居所
氏名
連絡先電話番号 ()

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 39 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	1 開示決定通知書の文書番号 2 日付 年 月 日 3 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容
利用停止請求の趣旨及び理由	1 趣旨（□には✓印を付してください。） □条例第 38 条第 1 項第 1 号該当→□利用の停止 □消去 □条例第 38 条第 1 項第 2 号該当→提供の停止 2 理由

本人等の確認（□には✓印を付してください。）

1 利用停止請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
2 利用停止請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード □在留カード □特別永住者証明書 □その他 () ※ 利用停止請求書を送付して請求をする場合には、上記に加えて、住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してください。） (1) 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 41 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書 の名称又は保有個人情報の内 容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び 理由	1 利用停止決定の内容 2 利用停止の理由

(本件連絡先)

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報部分利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 41 条第 1 項の規定により、下記のとおりその一部の利用停止をすることと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の 名称又は保有個人情報の内 容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び 理由	1 利用停止決定の内容 2 利用停止の理由
利用停止をしない部分の概要 とその理由	1 利用停止をしない部分の概要 2 利用停止をしない理由

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

（教示）

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報利用停止拒否決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 41 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書 の名称又は保有個人情報の内 容	
利用停止をしない理由	

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

（教示）

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 42 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有 個人情報が記録されてい る公文書の名称又は保有 個人情報の内容	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 （ ） 内線

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



保有個人情報利用停止決定等の期間の特例適用通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 43 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の 名称又は保有個人情報の内 容	
条例第 43 条第 1 項の規定（利 用停止決定等の期限の特例） を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

（本件連絡先）

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線

第 号
年 月 日

様

鴨川市議会議長



鴨川市行政不服審査会諮問通知書

年 月 日付けの鴨川市議会議長に対する審査請求について、下記のとおり鴨川市行政不服審査会に諮問したので、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第 45 条第 2 項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書 の名称又は保有個人情報の 内容	
審査請求に係る開示決定等 (訂正決定等、利用停止決 定等)	
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求の趣旨
諮問をした日	年 月 日

(本件連絡先)

鴨川市議会事務局

担当者名

電話 () 内線